国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

中部運輸局海上安全環境部

令和８年３月９日　14 時 00 分発表

連絡先
中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官　中根・井村・澤尻・髙田
TEL　０５２－９５２－８０１２

輸送の安全確保に関する命令の発出について

令和7年11月28日及び12月25日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、NTP 名古屋トヨペット株式会社が経営する旅客不定期航路事業のうちセントレア遊覧航路（東海不第650号）において運航する旅客船「雅（みやび）」が、船長・機関長における海技免状の有効期限が満了していたにもかかわらず、複数回にわたり運航していた事実及び安全管理規程等に違反する事実が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

１．発出年月日　令和8年3月9日

２．対象事業者の概要
事業者名：NTP 名古屋トヨペット株式会社　（代表取締役　北明　健一）
住　　所：愛知県名古屋市熱田区尾頭町２－22
営 業 所：愛知県常滑市りんくう町３丁目６－１（NTP マリーナりんくう）

３．命令内容
以下について講じた措置を、令和8年4月8日までに文書により報告すること。

① 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条に基づき、乗組み基準に従った海技免状を受有する海技士を乗り組ませること。

② 経営の責任者は、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。

③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にすること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。

⑤　運航管理者は、安全管理規程第２２条に基づき、配乗計画を作成する際において、法定職員を適正に確保すること。

⑥　運航管理者及び船長は、安全管理規程第２８条及び運航基準第４条の3に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置及び協議の結果等について確実に記録すること。

⑦　安全統括管理者等は、安全管理規程第３９条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、アルコール検査等を実施時に、その結果を確実に記録すること。

⑧　安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第５１条に基づき、乗組員等に対して、安全管理規程その他関係法令などについて安全教育を定期的に実施すること。

⑨　安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第５３条に基づき、年１回以上、全社的で実践的な事故処理に関する訓練を実施すること。

４．当該事業者に対する違反点数付与状況

当該違反により付された違反点数　　３１点
当該事業者に付された累積違反点数　　３１点